

改正相続法セミナー

～事業承継と切っても切れない相続について解説!!～

相続についてお考えの事業者の皆様へ

～セミナーの目的～

1980年以来、約40年ぶりに改正された民法（相続法の分野）。施行時期は段階的となっており、すでに「自筆証書遺言の方式緩和」が2019年1月13日（原則施行日：2019年7月1日）から施行されています。民法には、人が死亡した場合にその人（被相続人）の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められており、その部分が「相続法」などと呼ばれています。近年の日本社会の高齢化進展や社会経済構造の変化などに対応するため、今回相続法に関するルールが大きく見直されていることから、専門家から分かりやすく説明いたします。

【開催要項】

開催日 令和2年 **2月20日** (木) 13:30～15:30

会場 隠岐島文化会館2F「集会室」

隠岐の島町西町吉田の二.2 ☎08512-2-0237

参加費 無料

対象者 事業承継をご検討中の事業者の方
または相続の仕方に関心のある事業者の方など

申込方法 下記参加申込書に所要事項をご記入の上
そのままファックスにてお申し込みください。

申込締切 令和2年2月17日(月)

講師 弁護士 橋爪 愛来 氏
隠岐ひまわり基金法律事務所（隠岐の島町城北町52番地）

*** 《本セミナーに関するお問い合わせ先》 ***
隠岐の島町商工会経営支援課（吉田）

〒685-0013 隠岐の島町中町目貫の二・54-1 (TEL) 08512-2-1157 (FAX) 08512-2-5984

定員
30名

セミナーの内容【予定】

- (1) 相続法改正の概要
 - (2) 配偶者の居住の権利
 - (3) 遺産分割に関する見直し
 - (4) 遺言(ゆいごん)に関する見直し
 - (5) 遺留分(いりゅうぶん)に関する見直し
 - (6) 特別の寄与(きよ)制度とは
- ※ 内容は予定です。

隠岐の島町商工会

検索

『改正相続法セミナー』参加申込書

隠岐の島町商工会 行

(FAX) 08512-2-5984

令和2年2月 日

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		ご担当者氏名	
FAX		ご参加者氏名	

※ 参加申込書にてお預かりした個人情報につきましては、関係法令を遵守し、適正に管理いたします。